

役員の報酬に関する規程

社会福祉法人芦屋みどり福祉会

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人芦屋みどり福祉会（以下「当会」という。）定款第8条及び同第22条の細則として、役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において『役員』とは、理事及び監事をいい、役員に評議員を併せ『役員等』という。

- 2 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。また、費用（職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう）とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員が、理事会又は評議員会に出席したとき、その他当会の運営のための業務に当たったとき、報酬として、日額4000円（源泉別）を支給する。

- 2 評議員が、評議員会出席したとき、その他当会の運営のための業務に当たったとき、報酬として、日額4000円（源泉別）を支給する。
- 3 当会の職印を兼務し、職員給与が支給されている役員については、会議出席の場合を除き、本規程に基づく報酬を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が、当会の業務上出張する場合、旅費・交通費・宿泊費その他費用については、当会職員の出張時に適用される『費用計算規程』に基づき算出された金額を支給する。

- 2 前項により算出された金額が実費に満たない場合、その差額を支給する。

附 則 本規程は、令和元年7月1日午前0時から施行する。

- 2 従前の『役員及び評議員の報酬等費用に関する規程』（平成29年7月1日施行）は、令和元年6月30日午後12時をもって廃止する。